

「70歳未満入院時等に係る高額療養費の現物給付」について

平成19年4月1日より70歳未満の保険加入者【長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に該当する方を除く】の入院時等に係る医療費の窓口での支払いを自己負担限度額にとどめる現物給付が始まりました。（同月内に複数の医療機関での支払いがあった場合は、高額療養費の申請が必要になる場合があります。）

なお、現物給付を受けるためには「限度額適用認定証」を被保険者証に添えて医療機関に提示する必要があります。

「限度額適用認定証」の交付は各加入保険の窓口で交付申請をし認定証の交付を受けてください。

ただし、認定証交付に際しましては保険料を滞納している方は認定証の交付が受けられない場合があります。

*すでに限度額適用認定証をお持ちの方も有効期限を経過した場合、更新手続きが必要です。

対象者		3回目まで	4回目以降
区分	ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費－ 842,000円)×1%	140,100円
	イ 標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円+(医療費－ 558,000円)×1%	93,000円
	ウ 標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円+(医療費－ 267,000円)×1%	44,400円
	エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	
	オ 低所得者 住民税非課税	35,400円	24,600円

平成27年1月1日より

その他：入院費用には、上記の他に、食事療養費等が発生します。

70歳未満の自己負担限度額は、①医療機関ごと、②医科・歯科別

③入院・外来別 に適用します。

4回目以降は直近1年間における4回目以降の自己負担限度額（月別）

申請の手続きに必要なもの(詳しくは加入保険の窓口へお問い合わせください。)

○ 国民健康保険または社会保険の保険証

○ 印鑑 等